札幌市集団資源回収ボックス設置費助成要綱

平成23年3月31日 環境局長決裁 (最近改正 令和2年3月9日)

(目的)

第1条 この要綱は、資源リサイクルの促進を図ることを目的として、市民持込み型の常設の資源回収の拠点(集団資源回収ボックス)を設置する者に対し、費用の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。
 - (1) 集団資源回収ボックス 資源物(古紙類等)を収納するために用いる物置型の保管庫で、次表に定める形状を有する耐久性のあるもの。

形状	形状説明	具体例
物置型	開口部付きの開放部の無い物置等に類する形 状のもので、資源物を収納する際に、内部への進 入を要するもの。	収納庫(トランクルーム)、物置等

(2) 古紙類 新聞、雑誌、ダンボールをいう。

(助成対象)

- 第3条 この要綱において助成を受けることができる者は、次の各号に定めるすべて の要件を満たす者とする。
 - (1) 地域住民が共用で使用する目的で集団資源回収ボックスを設置し、管理しようとする団体等であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する団体に該当しないこと。
- 2 前項に定める者が、次の各号に定めるすべての基準を満たす場合に助成金を交付 する。
 - (1) 設置する集団資源回収ボックスによる資源物回収を5年以上継続して実施する見込みがあること。
 - (2) 団体等の構成員以外の札幌市民からの資源物(古紙類)を受け入れること。
 - (3) 設置者が使用権限を有する土地で、地域住民以外の札幌市民が気軽に利用することができる場所、及び交差点、横断歩道付近等の道路交通法に抵触せず資源回収業者が安全に収集作業を行うことができる場所に設置する集団資源回収ボックスであること。
 - (4) 設置する集団資源回収ボックスを適切に管理し、かつ土曜日・日曜日にも利用可能とする管理体制を取ること。
 - (5) 助成の決定を受けてから集団資源回収ボックスを購入及び設置すること。
 - (6) 設置する集団資源回収ボックスは、集団資源回収ボックスのロゴ、使用方法、 管理者の連絡先等のステッカーを容易に貼付できる凹凸の少ない形状とし、札幌 市がこれらのステッカーを貼付することを認めること。
 - (7) 設置状況調査、又は報告に応じること。

- (8) 設置及び管理にあたり、法、政令、省令その他の関係法令を遵守すること。
- 3 前2項の要件及び基準を満たし、集団資源回収ボックスを新たに設置する者、又は既設の集団資源回収ボックスを更新する者は、第4条第1項の規定により、1箇所の設置に限り助成を受けることができる。ただし、老朽化等により既設の集団資源回収ボックスを撤去した後再び設置する者は、既設の集団資源回収ボックスを更新する者とみなす。

(助成額及び助成限度額)

- 第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、集団資源回収ボックスを新たに設置する者にあっては、設置に要する費用(消費税等を含まない本体価格)の4分の3に相当する額とし、150,000円を限度とする。また、既設の集団資源回収ボックスを更新する者にあっては、設置に要する費用(消費税等を含まない本体価格)の2分の1に相当する額とし、100,000円を限度とする。ただし、ステッカーの貼付は札幌市が行う。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び交付決定通知)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、集団 資源回収ボックス設置費助成金交付申請書(様式1)を市長に提出するものとする。
 - (1) 設置に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し
 - (2) 集団資源回収ボックス設置同意書(様式2)
 - (3) 付近見取り図
 - (4) 配置図
 - (5) 詳細図(集団資源回収ボックス形状図)
- 2 市長は、前項の申請内容を審査のうえ助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、集団資源回収ボックス設置費助成金交付決定通知書(様式3。以下「交付決定通知書」という。)を発行するものとする。
- 3 前項の審査の結果により交付することが不適当と認めた時は、市長は直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の変更交付申請等)

- 第6条 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者が、助成金の交付決定後、助成の対象となった集団資源回収ボックスの設置を中止し、又は取りやめるときは、集団資源回収ボックス設置中止届出書(様式4)を市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者が、助成金の交付決定後、 助成の対象となった集団資源回収ボックスの設置の内容を変更しようとするときは、 集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付申請書(様式5)に変更後の内容に改 訂した前条第1項の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項に基づく変更の申請があったときは、これを審査し、必要に応じて助成金を変更し、集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付決定通知書(様式6)により通知するものとする。

(設置報告及び助成金交付請求)

第7条 第5条第2項の規定により助成金交付決定通知を受けた者(前条第1項の届

出を行った者を除き、集団資源回収ボックス設置の内容に変更がある場合にあっては、同条第3項の助成金変更交付決定通知書を受けた者に限る。以下「助成決定者」という。)が、助成の対象となった集団資源回収ボックスの設置をしたときは、速やかに集団資源回収ボックス設置報告兼助成金交付請求書(様式7)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象の集団資源回収ボックス設置に関する状況を示す写真
- (2) 助成対象の集団資源回収ボックス設置に要する経費、仕様等が確認できる書類 (領収証等)
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める助成金の交付請求は、第5条に規定する助成金交付決定通知を受けた日(第6条第1項の届出を行った場合を除き、集団資源回収ボックス設置の内容に変更がある場合にあっては、同条第3項の助成金変更交付決定通知書を受けた日に限る。)の属する札幌市における会計年度の末日までに行わなければならない。 (交付)
- 第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 2 助成金の交付は、助成決定者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

(助成金交付の条件)

- 第9条 前条の規定により助成金の交付を受けた者(以下「助成金受領者」という。) は、助成対象の集団資源回収ボックスを、市長の承認を受けないで助成金の交付の 目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはな らない。
- 2 助成金受領者は、助成金交付後においても第3条第2項に定める基準を満たしていなければならない。ただし、集団資源回収ボックスを設置後、やむを得ない事情があると認められる場合は、市長の承認を受けて、土曜日、日曜日の利用を中止することができる。
- 3 市長は、助成金受領者が第1項の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることができる。 (助成金の決定の取消等)
- 第10条 市長は、助成決定者又は助成金受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) 助成対象の集団資源回収ボックス設置を中止し、又は取りやめたとき
 - (2) 前条の交付条件その他のこの要綱に定める規定に違反したとき
 - (3) 虚偽の申請その他不正行為によって助成決定及び助成金を受けたとき (助成金の返還)
- 第11条 市長は、前条の規定により助成金交付決定の全部又は一部を取消した場合に おいて、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限 を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係 る助成金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を

納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき、市長が定める算出方法により算出した加算金を札幌市に納付するものとする。

3 第1項の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき、市長が定める算出方法により算出した延滞金を札幌市に納付するものとする。

(事業の継続義務)

- 第12条 助成金受領者は、本要綱に基づき設置した集団資源回収ボックスによる資源 物回収を、集団資源回収ボックスを設置した月の初日から起算して5年以上継続し なければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- 2 市長は、助成金受領者が前項の規定に反し、5年を経過する前に集団資源回収ボックスによる資源物回収を廃止したときは、廃止した月の初日から5年に満たない期間に応じて、助成金の返還を求めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

集団資源回収ボックス設置費助成金交付申請書(新規・更新)

				年	月	日
(あ~	て先)札幌	晃市長		_		
	所属				青に来た方(カ
申請	住所	〒□□□-□□□ 区			終 き と異なる場合に	
者	氏名	(肩書)	(1)	氏名		
	電話	_		電話		

集団資源回収ボックス設置費助成要綱第5条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。また、札幌市集団資源回収ボックス設置費助成要綱第3条第2項第6号の規定によるステッカーの貼付について同意します。

1 集団資源回収ボックス設置予定地

住所		区	
土	氏 名		
土地所有者	住 所		
者	連絡先	()) –

- 2 交付申請金額
- 年 月 日
- 3 設置完了予定日
- 月日~ 月日
- 5 利用可能時間

4 利用可能日

- 午前 時 分 ~ 午後 時 分
- 6 添付書類
 - (1) 設置に要する経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 集団資源回収ボックス設置同意書(様式2)
 - (3) 付近見取り図
 - (4) 配置図
 - (5) 詳細図 (集団資源回収ボックス形状図)
- 7 確認事項(□にレをつけてください。)
 - □ 私たちの団体は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第二条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有する団体に該当しません。

集団資源回収ボックス設置同意書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(土地所有者)

住 所

氏 名

印

集団資源回収ボックス設置費助成制度において、以下の申込者が対象集団資源回収ボックスの設置を予定している土地は、私の所有に係るものであるため、申込者に対し、善良な管理義務を課すことを条件に、集団資源回収ボックスの設置に同意します。

記

設置予定場所	
申込者の氏名	
申込者の住所	
申込者との関係	
備考	

- ※ 土地所有者が複数の場合は、用紙を変えて提出してください。
- ※ 賃貸借契約が締結されている場合は、契約書の写しを添付してください。
- ※ 札幌市の市有地である場合は、土地の所管部局が発行する目的外使用許可証の写し を本様式に代えて提出してください。

1

2

3

集団資源回収ボックス設置費助成金交付決定通知書

年 月

日

所属 住所 区 氏名 様 札幌市長 集団資源回収ボックス設置費助成要綱第5条第2項の規定により、助成金の交付を 決定したので通知します。 0 0 0 円 交付決定額 資源回収ボックス設置予定地 住 所 区 交付決定番号

集団資源回収ボックス設置中止届出書

	(あて先)札幌市長	年	月	日
	(届出者) 所 属 住 所 氏 名			印
	年 月 日付けで下記のとおり集団資源回収ボッ決定通知のありました対象集団資源回収ボックスの設置について、集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第6条第1ます。	ついて、	計画を	中止し
	記			
1	交付決定額 0 0 円			
2	集団資源回収ボックス設置予定地			_
	住 所 区			
3	交付決定番号			
4	計画中止の理由			

集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(届出者)

所 属

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで下記のとおり集団資源回収ボックス設置費助成金の交付決定通知のありました対象集団資源回収ボックスの設置について、計画を変更したいので、集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第6条第2項の規定により、届出ます。

記

- 1 交付決定番号
- 2 計画変更の内容

	変更	前		変更	後	
対象集団資源回収ボッ						
クスに係る仕様等の変更						
対象集団資源回収ボッ						
クスの設置に係る経費						
交付申請金額						
設置完了予定日	年	月	日	年	月	日

添付書類 変更後の内容に改訂した次の各号に定める書類

- (1) 設置経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 集団資源回収ボックス設置同意書(様式2)
- (3) 付近見取り図
- (4) 配置図
- (5) 詳細図(集団資源回収ボックス形状図)

3	変更理由

(様式 6)

集団資源回収ボックス設置費助成金変更交付決定通知書

						年	月	日
	所属							
	住所	〒□□□-						
	氏名				様			
							木しり	幌市長
		回収ボックス 快定したので			綱第 6 条第	3項の規定	定により、	、助成金の
1	交付決定							
		変	更前				三更後	
			0 0	0 円			0 0	0 円
2	集団資源	原回収ボック	′ス設置予′	定地				
		変	更前			変	更後	
3	交付決気	芒番号						
			<u> </u>	i				

集団資源回収ボックス設置報告兼助成金交付請求書

(あて先)	札幌市長
$(\alpha) \subset (\alpha)$	1 4 7 14 11 12

所 属 住 所 氏 名	(<i>a</i>) ()L)	化恍川文				年	月	日
大 名			住	所				··-
			氏	名				印

年 月 日付けで交付決定通知のありました助成対象の集団資源回収ボックス設置が完了したので、集団資源回収ボックス設置費助成金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり設置報告及び助成金の交付を請求します。

 1
 交付決定番号

 2
 設置完了年月日年月月日年月月日年月月日日

 3
 助成金交付請求額

4 振込先

金融機関名		銀行・信金 農協・組合		本支	店	口座種別	普通 • 当座
口座	店番号		口座番号				
フリガナ							

_	VIII 1	'	#	米石
O .	添付)]	音	尖貝

- □ 集団資源回収ボックス設置状況写真
- □ 工事・購入契約書の写
- □ 領収書の写